

ザールラント州 州令（5月3日以降）

## 1. 感染予防措置

●ザールラント州では、基本的に、3月24日付けの連邦と州の合意に基づく防疫措置（接触制限、旅行制限等）および4月21日に連邦議会で可決された改正感染症予防法に規定されている制限措置が適用されます。

※観光目的によるホテル等の宿泊施設での宿泊は禁止されています。

※同州では、新型コロナウイルス陰性証明書の提出を条件とした、州独自の緩和措置「ザールラントモデル」を4月6日より導入しています。概要は以下の通りです。

〈ザールラントモデル〉

新型コロナウイルス陰性証明書の提出を条件に、(1)～(4)の緩和措置が実施される。

- (1) 屋外での私的な集まりは最大10人まで可能。
- (2) 屋外の飲食店のサービスを受けることができる。
- (3) 屋外での身体接触のあるスポーツ（サッカーなど）や屋内の身体接触のないスポーツ（テニスなど）が可能となる。
- (4) 劇場、映画館、オペラハウスなどの施設の入場が可能となる。

※同ザールラントモデルの実施にあたっては、同州の基準値が安定して100以下であることが前提条件となります。

※以下ザールラント州州令の中で新型コロナウイルス検査の陰性結果提示義務が規定されている箇所（例えば美容院など身体接触のあるサービスを受ける場合や、小売り店舗で買い物をする場合、上記「ザールラントモデル」の(1)～(4)にあてはまるケースなど）について、ワクチン接種済の者および快復者（最短で28日～最長6ヶ月前までに実施したPCR等の検査で陽性となった旨証明できる場合。なお、抗体検査による証明書は認められない）には同検査結果提示義務が免除されます。

〈州令〉

[https://www.saarland.de/DE/portale/corona/service/rechtsverordnung-massnahmen/\\_documents/verordnung\\_stand-21-05-01.html](https://www.saarland.de/DE/portale/corona/service/rechtsverordnung-massnahmen/_documents/verordnung_stand-21-05-01.html)

●但し、特に感染率が高い市・郡では、より厳しい規則が適用されることがありますので、各市・郡の発表に注意してください。

## 2. 検疫措置（5月3日発効）

※検疫措置については在ドイツ日本国大使館の下記リンクも併せてご参照ください。

[https://www.de.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/konsular\\_coronavirus200313-1.html#04bouekitaisakuD2](https://www.de.emb-japan.go.jp/itpr_ja/konsular_coronavirus200313-1.html#04bouekitaisakuD2)

※5月2日、独連邦政府は仏モーゼル県の指定レベルを「ウイルスの変異株が蔓延しているリスク地域 (Virusvarianten-Gebiet)」から「特に感染の発生率がより高いリスク地域 (Hochinzidenzgebiet)」へと引き下げましたが、同県からザールラント州へ入域する場合は、引き続き48時間以内に取得した陰性証明書の提出が求められますのでご注意ください。

**【参考】**

ドイツ入国にあたっての検査義務 (ドイツ連邦外務省)

<https://www.auswaertiges-amt.de/de/quarantaene-einreise/2371468>

リスク地域 (ロベルトコッホ研究所)

[https://www.rki.de/DE/Content/InfAZ/N/Neuartiges\\_Coronavirus/Risikogebiete\\_neu.html](https://www.rki.de/DE/Content/InfAZ/N/Neuartiges_Coronavirus/Risikogebiete_neu.html)

●国外から陸路、海路又は空路によりザールラント州に入域し、入域前10日以内にリスク地域(注1)に滞在した場合は、到着後遅滞なく自宅又は滞在先に向かい、原則としてその後10日間の隔離義務が生じる。

(注1) リスク地域とは、新型コロナウイルスの高い感染リスクがあるドイツ以外の国又は地域を指し、同地域の指定に関しては、ロベルト・コッホ研究所が公表する(5月3日現在、日本はリスク地域ではありません)

●上記隔離措置対象者は、リスク地域から入国・帰国したことについて、管轄の保健所に遅滞なく報告しなければならない。コロナ感染の疑いありと思われる症状が見られた場合にも保健所への報告が義務づけられる。

●また、リスク地域からの入国・帰国に際して、これまでの紙ベースの所在追跡票 (Aussteigekarte/Public Health Passenger locator Form) に替わり、PC、タブレット端末、スマートフォンなどを利用したデジタル化運用が開始された。(デジタル入国登録については、ドイツへの入国・帰国前の電子登録が必要)。

○デジタル入国登録フォーム (Digitale Einreiseanmeldung/Digital Registration on Entry) <https://www.einreiseanmeldung.de/#/>

●リスク地域から独への入国に関し、上記の10日間の隔離義務に加え、州の政令に基づき、2021年1月11日から独入国に際しての検査義務が導入される。その際の検査は、入国の前48時間以内、または、入国直後に行われなければならない。連邦は、2020年8月から存在する検査義務に加え、第3次住民保護法に基づき、変異種の感染拡大、または、特に感染者数が多いことにより、特に感染リスクが高い地域からの独入国の際の検査義務に関する特別の規則を公布する。

●入国・帰国後5日目以降に受検したコロナ検査の結果が陰性の場合には、隔離5日目以降(陰性が確定して以降)に隔離を終了することが可能。同検査の受検は、入国・帰国後早くても5日目以降でなければならず、その検査結果は10日間保管し、要請があれば管轄の保健局に提出する必要がある。また、検査結果が陰性であった場合でも、入国・帰国

後10日以内に新型コロナウイルスの感染症状が現れた場合には、直ちに管轄の保健局に遅滞なく連絡するとともに、再度検査を受ける必要がある。

●隔離措置の例外が適用されるのは、例えば以下の場合（新型コロナウイルスの症状が見られないことが前提）。

※詳細は以下、ザールラント州州令をご確認ください。

○通過目的のためだけに、ザールラント州に入域する者。この場合、最も迅速なルートで同州の地を離れなければならない。

○ザールラント州での滞在が72時間以内であり、職務上、陸路・鉄道・船・飛行機などの手段によって、物品や貨物を輸送する者

○ザールラント州での滞在が72時間以内であり、保健衛生の維持のために必要不可欠な活動に従事する者（下線部分について示す証明書を発行する必要あり。）

○ザールラント州に居住し、職業・学業・職業訓練などの理由により、Großregion Saar-Lor-Lux（ザールラント・ラインラント＝プファルツ・仏ロレーヌ・ルクセンブルク・ベルギーの国境地帯）内のリスク地域に赴き、最低週一回は同州の居住地に帰還しなければならない者。（越境が必要不可欠であり、衛生措置を遵守することを示した証明書を発行する必要あり。）

○Großregion Saar-Lor-Lux（ザールラント・ラインラント＝プファルツ・仏ロレーヌ・ルクセンブルク・ベルギーの国境地帯）内のリスク地域に居住し、職業・学業・職業訓練などの理由により、ザールラント州に赴き、最低週一回は同リスク地域の居住地に帰還しなければならない者。（越境が必要不可欠であり、衛生措置を遵守することを示した証明書を発行する必要あり。）

○ドイツ入国前10日以内にウイルス変異株蔓延地域への滞在歴がないことを前提条件として、ワクチン接種済の者または快復者（最短で28日～最長6ヶ月前までに実施したPCR等の検査で陽性となった旨証明できる場合。なお、抗体検査による証明書は認められない）である場合。

<ザールラント州令>

[https://www.saarland.de/DE/portale/corona/service/rechtsverordnung-massnahmen/\\_documents/verordnung\\_stand-21-05-01.html](https://www.saarland.de/DE/portale/corona/service/rechtsverordnung-massnahmen/_documents/verordnung_stand-21-05-01.html)